

募集要項

- 申請商品 飲料、酒、食品、菓子、工芸品など藤沢にふさわしいと思われるもの
- 申請品数 1社3商品まで
- 申請料 1商品につき3,000円（申請料の返金はできません）
- 申請期間 2026年1月13日（火）から1月30日（金）まで
- 申請方法 申請書に必要事項をご記入の上（複数出品の場合は、それぞれに申請書を作成）、商工会議所事務局まで申請料を添えてお申ください
- 申請基準 協議会において申請を受け付ける商品は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする
- 以下の業種・業界団体のいずれかに所属しており、推薦されていること
①藤沢菓子組合 ②江の島観光会 ③藤沢小売酒販組合 ④（公社）藤沢市観光協会
⑤（公財）湘南産業振興財団 ⑥藤沢商工会議所
- 6ヶ月以上の販売実績があり、なお且つ継続的に提供できる
- 関係法令に違反しないもの
- 適正な価格である
- 名称、意匠または材料のいずれかが藤沢市にゆかりのある要素を有する
- 藤沢市内において生産、加工又は販売されているもの
- 包装方法・保存方法及び表示方法が適正である
※飲食店等で提供する料理は対象外
- 審査方法 協議会内に審査会を設置し、審査を行います
- 審査日 審査会は2月13日に開催予定
※審査会へ商品をご提出していただく必要があります
- 認定 審査により評価基準を満たした商品は、「ふじさわ観光名産品」と認定します
※審査において特に優秀であると認められた商品は、特別賞として表彰します
- 認定期間 3年間（2026年4月1日～2029年3月31日）
※期間内に評価基準を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります
- 認定商品 認定商品を掲載したパンフレットの作成や証票（認定シール）を貼付、様々なイベントへの出品など、広く市内外に対して認定商品のPRを行うことができます
- 入会 商品が認定された事業所は、「ふじさわ観光名産品協議会」にご入会いただきます
※会費として1商品につき年額8,000円をご負担いただきます
- 注意 審査員は、学識経験者や消費者、行政、業種団体など外部審査員で構成し、厳正な審査を行います
審査は、現在認定されている商品を含め全ての商品が対象でこれまでに認定されたことのある商品も認定されない場合もあります
審査結果への異議は受け付けませんのでご了承ください